

お客様各位

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社

約款等の変更について

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社の電気需給約款、電気料金メニュー約款を 2018 年 4 月 1 日付で以下の通り変更致しますので、ご案内申し上げます。

1. 電気需給約款の変更内容

	現行	変更後
第 2 条 用語の定義	23. 本小売電気事業者 当社との取次委託契約にもとづき、お客さまに電気を供給する小売電気事業者である伊藤忠エネクスホームライフ関東株式会社（小売電気事業者番号 A0068）をいいます。	23. 本小売電気事業者 当社との取次委託契約にもとづき、お客さまに電気を供給する小売電気事業者である株式会社エネアーク関東（小売電気事業者番号 A0068）をいいます。

2. 電気料金メニュー約款の変更内容

	現行	変更後
第 1 条 適用	伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社（以下「当社」といいます。）は、小売電気事業者である伊藤忠エネクスホームライフ関東（以下「小売電気事業者」といいます。）が供給する電気に関する需給契約の取次ぎを行っており、この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ小売電気事業者が電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。	伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社（以下「当社」といいます。）は、小売電気事業者である株式会社エネアーク関東（以下「小売電気事業者」といいます。）が供給する電気に関する需給契約の取次ぎを行っており、この電気料金メニュー約款（以下「料金メニュー約款」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「本約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ小売電気事業者が電気を供給するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、料金メニュー約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税および地方消費税相当額を含みます。
別紙 3 燃料費調整 別表		東北電力株式会社以外を削除

3. 上記の変更実施日

2018 年 4 月 1 日実施

4. 本件に関するお問い合わせ先

伊藤忠エネクスホームライフ東北株式会社

営業企画部 電力企画課

電話番号 : 022-369-3271 （月曜日～金曜日、8：30～17：30 祝祭日除く）

メール : kurashinomori_tohoku_denryoku@grp.itcenex.com

以上